

若狭町公告第 15 号

若狭町給食センター調理配送業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案を募集するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 13 日

若狭町長 渡辺 英朗



記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 若狭町給食センター調理配送業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「若狭町給食センター調理配送業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 委 託 期 間 本業務の契約を締結した日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業の許可を受けているか、または令和 9 年 4 月 1 日までに許可を受ける予定の事業者であること。
- (2) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）およびその他関連法規等を遵守し、1 日あたり約 1,230 食の学校給食調理配送業務を履行できること。
- (3) 賠償責任保険に加入すること。
- (4) 別紙「若狭町給食センター調理配送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく業務の履行が可能であること。
- (5) 不測の事態となった場合でも、本業務を継続して行うことができるよう発注者とともに事業継続計画を策定すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の更正手続開始の申立てがなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員と関係を有する者でないこと。
- (9) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (10) 若狭町の入札参加資格者名簿※に登載され、かつ指名停止を受けていないこと。

※本プロポーザルに応募する者は、「入札参加資格審査申請書(物品)」を令和 8 年 10 月 30 日までに若狭町会計課（若狭町中央 1-1）へ提出すること。

3 募集要項及び仕様書

別紙「若狭町給食センター調理配送業務委託 公募型プロポーザル方式事業者募集要項（以下、「募集要項」という。）」及び仕様書のとおり

4 参加手続き等

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期日

- ① 配布方法 若狭町ホームページからダウンロード
URL : <https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp>
- ② 配布期間 令和8年10月13日（火）～令和8年10月27日（火）
- ③ 提案書等 令和8年11月10日（火）17:00必着

5 プロポーザル担当部署（事務局）

〒919-1305 福井県三方上中郡若狭町北前川12-1
若狭町教育委員会事務局 給食センター
TEL 0770-45-1830
FAX 0770-45-1855
Email kyushoku@town.fukui-wakasa.lg.jp